

事 業 主 殿

倉庫業健康保険組合

届書等における押印の廃止について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省より「押印を求める手続の見直し等のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に公布され、健康保険組合に届出いただく様式について、押印を求めないよう要請がありました。

この要請に基づき、当健保組合にご提出いただくすべての届書、申請書、申込書等（以下：届書等）において、令和3年4月1日提出分より、押印を原則不要といたします。

つきましては、具体的な内容下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただくとともに、被保険者の方へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 不要となる押印

令和3年4月1日提出分より、届出等における以下の押印は不要となります。

- ・被保険者（申請者）印
- ・事業主印
- ・健康保険委員印
- ・社会保険労務士印
- ・以下の①～⑤の届書等における医師・歯科医師・助産師等の印
 - ① 傷病手当金支給申請書
 - ② 出産手当金支給申請書
 - ③ 出産育児一時金支給申請書
 - ④ 移送費支給申請書
 - ⑤ 特定疾病療養受領証交付申請書

2. 例外的に引き続き必要となる押印

以下の①～⑥については、従来どおり押印が必要となります。

- ① 高額療養費支給申請書の「市区町村長の証明印」
- ② 限度額適用・標準負担額減額認定申請書の「市区町村長の証明印」
- ③ 出産育児一時金支給申請書の「市区町村長の証明印」
- ④ 第三者の行為による傷病届に添付する念書兼同意書の「被保険者の印」
- ⑤ 第三者の行為による傷病届に添付する人身事故証明書入手不可能理由書の「証明者の印」
- ⑥ 診療報酬明細書の開示請求における被保険者（又は遺族）と任意代理人の間で取り交わす委任状の「被保険者（又は遺族）の印」

3. 訂正印の取扱いについて

届書等に誤記があった場合の訂正印も不要といたします。

ただし、届書等に誤記があった場合は訂正したことが明らかになるように訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と氏名（フルネーム）をご記入ください。

4. 留意事項

- 提出された届書等の内容について疑義等が生じた場合、事業主・被保険者の方に電話等で照会させていただくことがあります。
- 届書等の新様式を組合ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。
なお、旧届出様式（署名欄に「㊟」の記載があるもの）も引き続きご使用いただけますが押印は不要です。（押印されても差し支えありません）
- 押印が不要となる取扱いは、紙媒体による届出等に限る取扱いとなりますので、電子申請においては、引き続き電子証明書や社会保険労務士の提出代行に関する証明書の添付が必要となります。

《お問い合わせ先》 業務課 ☎03（3642）8436